「学校いじめ防止基本方針」

令和８年４月８日
北海道東川高等学校

北海道東川高等学校いじめ防止基本方針

０　いじめの理解

（１）いじめの定義（いじめ防止対策推進法より）

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」

（２）いじめの内容（北海道いじめ防止基本方針）

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

（３）いじめの要因（北海道いじめ防止基本方針）

- いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る
- いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、②ねたみや嫉妬感情、③遊び感覚やふざけ意識、④金銭などを得たいという意識、⑤被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

 そのため、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すこと

は難しい。そのため、児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

（４）いじめの解消（北海道いじめ防止基本方針）

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要があります。

ア　いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ　被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

１　いじめに関する基本理念

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、いじめの防止等のための対応に係る基本方針となる事項を定め、本校の学校教育目標（「他人の気持ちや考えを理解し、適切に行動する人材の育成【美風】」「自ら目標を定め、その達成に向けて主体的に努力する人材の育成【自律】」「互いに高め合い、協働して社会に貢献する人材の育成【創造】」）の推進に向け、生徒が互いの違いを認め合い、支え合い、健やかに成長できる環境をつくるとともに、生徒の尊厳を保持することを目的とした対策を総合的かつ効果的に推進する。

（１）いじめがすべての生徒に係る問題であることから、生徒が安心して学習等に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめ問題の防止に努める。また、事案に応じては「いじめ」という言葉を使わずに柔軟に対応する。

（２）すべての生徒がいじめを行わず、また、いじめを助長したり、認識していながら放置するということがないよう、いじめの問題に対する認識を深める。

（３）いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。

（４）いじめは決して許されないことであり、どの学校、どの生徒にも起き得ることから、いじめを受けている生徒に非はないという認識に立ち、いじめの問題に継続的に対応

する。
（５）「けんか」や「ふざけあい」であっても背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断するように努める。
（６）校内に「いじめ防止対策委員会」（委員：教頭・生徒指導部長・教務部長・養護教諭・学年主任・担任・特別支援教育コーディネーター）を置き、未然防止、積極的な認知と解決にあたる。

２　未然防止、積極的な認知・解決のための具体的な取組
（１）未然防止
ア　学業指導・特別活動・道徳活動の充実
・他者を思いやり、支え合う共生の心を有する人間の育成
・授業規律の徹底と規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
・コミュニケーション能力を育み、主体的な学びを引き出す、一人ひとりに配慮したわかる授業づくり
・教科「情報」、全校集会等の機会を活用した情報モラル教育の充実
・ホームルームにおける望ましい人間関係づくりの活動
・特別活動や部活動などをとおしてのボランティア活動の推進
イ　教育相談体制の充実
・担任等による個別面談
・保護者を交えた二者・三者面談
・外部スクールカウンセラーによる面談
・教育相談サポート委員会における情報共有
ウ　校内体制の確立
・「いじめ防止対策委員会」を設置し、日常及び緊急時に組織的に対応する。
エ　人権教育の充実
・「性教育」「デートＤＶ」等の授業や講演会等をとおした人権意識の高揚
オ　いじめ根絶に向けた生徒主体の取組の推進
・いじめ根絶の向けた生徒会等による意識啓発活動
カ　各種通信（「大雪の麓」「学年通信」等）による啓発
・望ましい人間関係の在り方、ネットトラブル等の未然防止
キ　関係機関（教育委員会・児童相談所・警察など）の協力による講演会等の実施
ク　日常の教育活動（授業・特別活動・道徳教育・部活動等）をとおした豊かな心の育成
ケ　保護者・地域との緊密な連携による迅速な状況把握・情報共有
（２）積極的な認知・解決
ア　校内研修による教職員の意識向上と緊密な情報交換
イ　日常から家庭との連携・協力関係を構築
ウ　いじめアンケートの実施（年２回以上）
エ　心配な様子が見られる生徒に対しての個人面談の実施（いじめアンケート結果の

活用）

オ　玄関指導・校内巡視等によるきめ細かな生徒観察

カ　いじめに係る行為が止んでいて、いじめを受けている生徒が心身の苦痛を感じていないことを少なくとも３か月を目安として確認する。

３　関係する生徒への対応（いじめ対策チームの対応）

（１）関係生徒に対する迅速な事実確認（状況の正確な把握・確認）

（２）関係生徒への支援・指導

ア　いじめを受けている生徒に対する支援

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」に立って、継続的に支援する。

・苦痛の共感的な理解と対応
・安全、安心できる環境の確保
・長期的な相談支援（心のケア）

イ　いじめを行った生徒に対する指導

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるよう指導を粘り強く行う。

・相手の苦しみを理解させる指導
・いじめを受けた生徒への謝罪の気持ちを醸成させる指導。
・自分の行為と自分自身を見つめさせる指導
・温かい人間関係づくりの大切さを実感させる指導
・人間関係の修復とその維持を実行させる指導

＊必要に応じて、（関係法令に基づく）出席停止による指導、懲戒による指導及び関係機関（教育委員会・児童相談所・警察等）との連携を図る。

ウ　観衆や傍観者となった生徒に対する指導

周りでおもしろがって見ていたり、見て見ぬ振りをしたり、止めさせようとしなかった集団に対し、自分たちでいじめの問題を解決する力を育む指導を行う。

・いじめを受けている生徒の苦しみを理解させる指導
・いじめをはやし立てたり、黙認する意識について見つめ直す指導
・いじめを受けている生徒を助けることは、いじめを行っている生徒を助けることにもなるという意識を育む指導

＊関係生徒の個人情報については、その取扱いに十分留意し、適切な支援・指導を行う。

４　保護者への対応

（１）いじめを受けた生徒の保護者に対して

相談されたケースには複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという方針を伝え、少しでも安心感を得られるよう配慮する。

ア　事実を迅速に伝える。

イ　いじめが重大な問題であること、また、学校と家庭双方からの指導が重要であることについて、共通認識を深め、具体的な対処法や今後の生活指導について、家庭と連携・協力して根本的な解決を図る。

（2）いじめを行った生徒の保護者に対して

事実を確認したら速やかに面談し、丁寧に説明し、問題解決への協力を得る。

ア　事実を迅速に伝える。

イ　いじめが重大な問題であること、また、学校と家庭双方からの指導が重要であることについて、共通認識を深め、具体的な対処法や今後の生活指導について、家庭と連携・協力して根本的な解決を図る。

（3）すべての生徒・保護者に対して

いじめの問題がクラス全体に不安や恐れを感じさせ、深刻な影響を与えている場合やクラス全体の意識を変える必要がある場合、または、いじめをめぐる情報が事実と異なる内容で広がり、共通理解を図る必要がある場合等は、保護者を集めた会合の開催を検討する。

＊家庭への情報提供等については、関係生徒の個人情報の取扱いに十分留意し、適切に行う。

5　関係機関（教育局等）との連携

（1）上川教育局高等学校教育指導班との連携

・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法

（2）東川駐在所及び旭川東警察署生活安全課との連携

・心身や財産に重大な被害が疑われる場合

・犯罪等の違法行為がある場合

（3）福祉関係機関との連携

・家庭での養育に関する指導・助言

・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

（4）医療機関・スクールカウンセラー等との連携

・精神保健に関する相談

・精神症状についての治療、指導・助言

6　ネットトラブル・いじめへの対応

（1）考え方

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載する等がネットに係るいじめ行為であり、犯罪行為である。

（2）未然防止

ア　保護者への啓発

・フィルタリング

・家庭でのケータイ利用のルールづくり、保護者の見守り

イ　情報モラル教育の充実

教科「情報」における情報モラルについての啓発

ウ　ネットトラブル防止の向けた講話（防犯）の実施

（３）ネットいじめへの対処

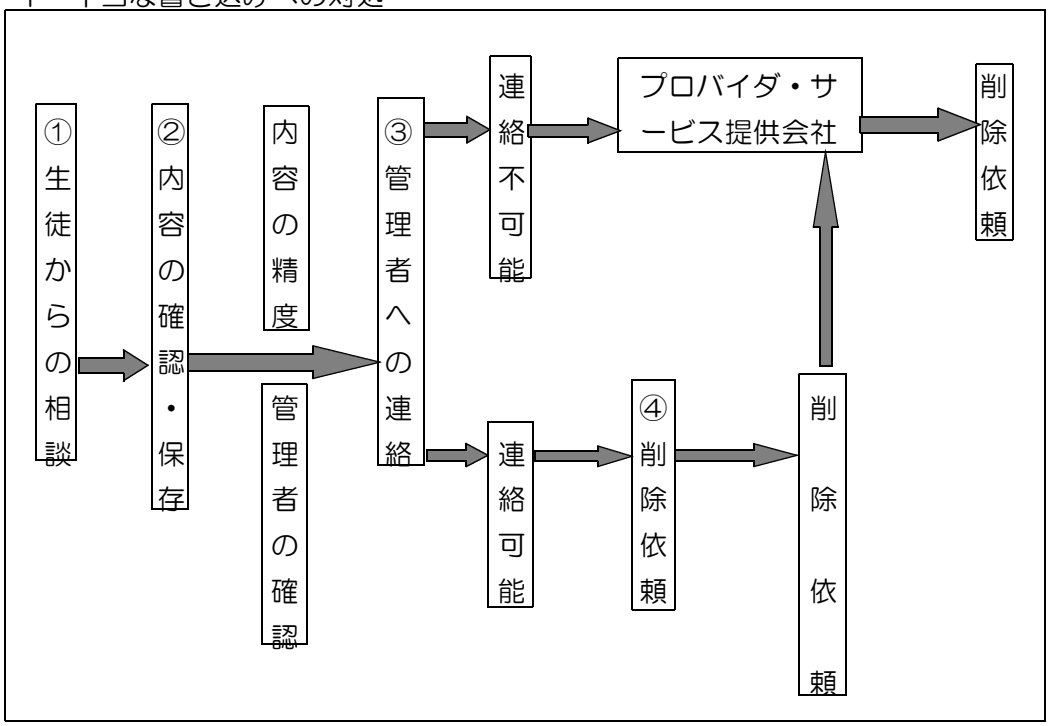
ア　ネットいじめの把握

・被害者からの訴え

・閲覧者からの情報

・ネットパトロール

イ　不当な書き込みへの対処



（『学校における危機管理の手引き　改訂３版』道教委より）

７　重大事態への対応

（１）重大事態とは

ア　生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある

・生徒が自殺を企図した場合

・精神性の疾患を発症した場合

・身体に重大な障害を負った場合

・高額の金品を奪い取られた場合

イ　生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

・年間の欠席が３０日程以上の場合

・連続した欠席の場合は、状況により判断する

（２）重大事態発生時の報告・調査協力

- 「いじめ防止対策委員会」を母体とし、いじめ対策チーム、外部専門家による調査組織を設置
- 調査組織にて事実関係の詳細把握（調査結果を道教委に報告）
- いじめを受けた生徒及び保護者に対して情報を適切に提供
- いじめ対策チームにより解決への方針と必要な措置を講じる